

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、船舶局（注1）の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。

- 船舶局の A に、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) B (4) 無線設備の設置場所
- (5) 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間
- (7) 無線設備（注2）の工事設計及び C (8) 運用開始の予定期日
- (9) 船舶の D 、用途、総トン数等その船舶に関する事項

注2 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備えつけ）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

A	B	C	D
1 免許を受けようとする者は、申請書	無線局の種別及び通信の相手方	工事着手の予定期日	運航者
2 開設の届出をしようとする者は、届書	無線局の種別及び通信の相手方	工事落成の予定期日	運航者
3 免許を受けようとする者は、申請書	通信の相手方及び通信事項	工事落成の予定期日	所有者
4 開設の届出をしようとする者は、届書	通信の相手方及び通信事項	工事着手の予定期日	所有者

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して B とする。
- ④ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。（注）

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項において定める場合を除く。

- ⑤ 免許の有効期間満了前 D 以内に免許を与えられた無線局については、④にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C	D
1 5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月	1箇月
2 10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月	3箇月
3 5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月	1箇月
4 10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月	3箇月

A－3 次に掲げる船舶局の運用のうち、入港中に運用してはならない場合に該当するものはどれか。電波法（第62条）、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 ナブテックス受信機によって船舶の航行の安全に関する情報を受信する場合
- 2 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 中短波帯又は短波帯の周波数の電波により船位通報に関する通信を行う場合
- 4 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 5 156MHzを超え174MHz以下の周波数帯の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合

A－4 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であつて総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- ② ①の無線設備の変更の工事は、 **A** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- ③ ①により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、 **B** 、当該変更又は工事の結果が **C** に適合していると認められた後でなければ、 **D** 無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	許可に係る変更又は変更の工事を行ったときは総務大臣に届け出て	②の技術基準	許可に係る
2 送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	総務大臣の検査を受け	②の技術基準	当該無線局の
3 周波数、電波の型式又は空中線電力	許可に係る変更又は変更の工事を行ったときは総務大臣に届け出て	①の許可の内容	当該無線局の
4 周波数、電波の型式又は空中線電力	総務大臣の検査を受け	①の許可の内容	許可に係る

A－5 無線局（航空機に開設するものを除く。）の免許の承継に関する次の記述のうち、電波法（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- 2 免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に申し出て無線局の検査を受けなければならない。
- 3 免許人（注1）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

注1 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの船舶の無線局の免許人を除く。

- 4 船舶局若しくは船舶地球局（注2）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

注2 電気通信事業を行うことを目的とするものを除く。

A－6 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその **A** まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が **B** 以下のものは、この限りでない。
- ② F3E電波を使用する船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①にかかわらず、その空中線電力を **C** 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

A	B	C
1 50パーセント	75ワット	1ワット
2 50パーセント	25ワット	5ワット
3 75パーセント	25ワット	1ワット
4 75パーセント	75ワット	5ワット

A－7 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、F3E電波 A を使用するものの空中線は、 B に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、 C 、遭難通信を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない D は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。
- ⑤ ②から④については、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

	A	B	C	D
1	156.8MHz	船舶のできる限り上部	通常操船する場所において	衛星非常用位置指示無線標識
2	156.8MHz	航海船橋の近く	遭難の際に直ちに	捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置
3	156.525MHz	航海船橋の近く	通常操船する場所において	捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置
4	156.525MHz	船舶のできる限り上部	遭難の際に直ちに	衛星非常用位置指示無線標識

A－8 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について述べたものである。電波法（第48条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して A を経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備その他総務省令で定める無線局の B の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の B に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

- (2) 引き続き A 間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
- (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の C でなくなったとき。
- (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が A を超えたとき。

	A	B	C
1	5年	無線設備の運用及び管理	無線通信業務の経歴を満たす者
2	3年	無線設備の操作又はその監督	無線通信業務の経歴を満たす者
3	5年	無線設備の操作又はその監督	無線従事者の資格を有する者
4	3年	無線設備の運用及び管理	無線従事者の資格を有する者

A－9 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(6)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) B
- (2) 船位通報に関する通信
- (3) 港務用の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信
- (4) C のために行う海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
- (5) 電波の規正に関する通信
- (6) (1)から(5)までの通信のほか、電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に定める通信

A	B	C
1 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	国又は地方公共団体の事務
2 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	気象の照会又は時刻の照合
3 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	気象の照会又は時刻の照合
4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の事務

A－10 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上当該無線設備によって試験電波を発射して試験を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- 3 高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

A－11 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確認しなければならない。
- 2 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- 3 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確認しなければならない。
- 4 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A－12 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔を置いてこれを反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、無線局運用規則第82条（遭難通報に対する応答等）の規定による応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、遭難呼出しに対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔を置いて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ送信を再開してはならない。

A－13 次の呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第71条及び第78条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 G1B電波406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz又は406.04MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信
- 2 通信可能な範囲内にあるすべての無線局に対して行う安全通信の送信
- 3 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 4 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し

A－14 次の記述は、安全通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して A を行うものとする。
- ② A は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①により A を行った無線局は、これに引き続いて、次の(1)又は(2)に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
 - (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「 B 」
 - (2) 無線電話による場合にあつては、「 C 」又は「警報」の3回の反復
- ④ 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に D を前置しなければならない。

A	B	C	D
1 安全通報の告知	PAN PAN	パン パン	通報の種類
2 安全呼出	SECURITE	セキュリテ	通報の種類
3 安全通報の告知	PAN PAN	パン パン	自局の識別表示
4 安全呼出	PAN PAN	パン パン	自局の識別表示
5 安全通報の告知	SECURITE	セキュリテ	自局の識別表示

A－15 次の記述は、総務大臣による周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の の指定を変更し、又は登録局の 若しくは の変更を命ずることができる。
- ② ①により の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を 。

A	B	C	D
1 電波の規整 その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告しなければならない
2 電波の規整 その他公益上	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載しなければならない
3 混信の除去 その他特に	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載しなければならない
4 混信の除去 その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告しなければならない

A－16 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の5）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) を行ったとき。
- (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、 とき。
- ② 総務大臣は、 その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限りすみやかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、 ときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常の場合の無線通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した
2 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信した
3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
4 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常の場合の無線通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した

A－17 船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- 2 無線業務日誌には、無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細を記載しなければならない。
- 3 無線業務日誌には、自局の船舶の航行中正午及び午前零時におけるその船舶の位置を記載しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。

A－18 次の記述は、電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、 A B に関するすべての電気通信並びに C D に関する特別に緊急な電気通信に対し、 D 優先順位を与えなければならない。

A	B	C	D
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国の安全	国際赤十字活動	できる限り
2 異なる国相互間	国の安全	世界保健機関の伝染病	できる限り
3 異なる国相互間	人命の安全	国際赤十字活動	絶対的
4 海上、陸上、空中及び宇宙空間	人命の安全	世界保健機関の伝染病	絶対的

A－19 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

A－20 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な A 、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における B の使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 C にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

A	B	C
1 危険にさらされており	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
2 危険にさらされており、又はさらされるおそれがあり	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
3 危険にさらされており	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者
4 危険にさらされており、又はさらされるおそれがあり	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者

B－1 主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局（アマチュア無線局及び総務省令で定めるものを除く。）の免許人又は登録人は、電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線局の運用及び管理に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- イ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ウ 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。
- エ 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人又は登録人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- オ 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人又は登録人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

B－2 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① ア 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、 イ を使用して ウ を行う場合に限る。
- ② エ の周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
 - (1) 遭難通信、緊急通信（注）又は安全呼出しを行う場合
 - (2) 呼出し又は応答を行う場合
 - (3) 準備信号を送信する場合

注 医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。
- ③ エ の周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 オ にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

- | | | |
|--------------|-------------------|--------|
| 1 2,187.5kHz | 2 2,174.5kHz | 3 無線電話 |
| 4 デジタル選択呼出装置 | 5 遭難通信、緊急通信又は安全通信 | 6 遭難通信 |
| 7 156.525MHz | 8 156.8MHz | 9 3分以上 |
| 10 1分以上 | | |

B－3 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- イ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- ウ 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる通信操作を行う場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- エ 船上通信局にあつては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付けなければならない。
- オ 免許人は、免許状を破損したために免許状の再交付の申請をしようとするときは、(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所 (2) 免許の番号 (3) 識別信号 を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。新たな免許状の交付を受けたときは、10日以内に旧免許状を返さなければならない。

B－4 遭難呼出し又は遭難通報を受信した船舶局のとりべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- イ 船舶局は、遭難呼出し又は遭難通報を受信したときは、直ちにこれを免許人に報告し、その指示を受けなければならない。
- ウ 船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- エ 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- オ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。

B－5 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約附属書第4章第4規則（機能要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 海上人命安全条約

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) 信号を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（船舶に備える航行装置及び航行設備の積載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) を送信し及び受信すること。
- (8) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船舶間通信を送信し及び受信すること。

- | | | |
|-----------------|----------------|----------------|
| 1 互換性を有する | 2 分離し、かつ、独立した | 3 陸上から船舶への遭難警報 |
| 4 航空機から船舶への遭難警報 | 5 捜索及び救助のための調整 | 6 船位通報制度 |
| 7 位置の探知のための | 8 救助を求めるための | 9 気象情報 |
| 10 海上安全情報 | | |